

悪質な訪問販売による苦情が増えています

とくに年末年始を控えて人の出入りが増えます。戸締りにも注意しましょう

一人暮らしのお年寄りには注意してください。
契約するときに相談する人がそばにいない人が狙われます。
欲しい商品でも、契約は絶対一人ではないこと。
(あとで、トラブルがおきたときに不利になります。)
無理やり玄関を開けさせられても、何の用事が聞き、欲しくないときは・・・
相手が商品を説明する前に「いいません」と最初に断り帰ってもらう。(大切なお金を守るため「断る勇気」が必要です)
ローンにするとと言われても、これからの生活費は大丈夫か考えましょう。
年金の額などを教えてはいけません。
家の中に上げてしまうと、断ることができない人もいます。まず、玄関先で帰ってもらうことが一番です。脅されたり、しつこくされたとき110番をしてください。

もし、無理やり契約させられた場合は、「絶対商品に手をつけずに」家族へ相談し、契約日から8日以内にクーリングオフ(解約)の手続きをしましょう。(書面で解約できます)クーリングオフがわからない方は役場へ相談してください。

クーリングオフとは？

英語で「頭を冷やす」という意味です。契約(申込み)のための書面を受け取った日を含めて8日間以内なら、無条件で契約の解除(申込みの撤回)をすることができる制度です。

クーリングオフの仕方？

契約を解除するむねの通知書を作成し、業者に送ればOKです。ハガキ(簡易書留か引受時刻証明郵便扱い)でもできますが、内容証明郵便のほうが確実です。

羽幌町役場生活環境課(内線120・122・123)
羽幌警察署・羽幌地区防犯協会